令和5年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会
持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務委託の公募について

1　事業名

令和5年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務委託

2　目的

本事業は、首都圏をはじめ、日本国内のワンウェイプラスチック製品（使い捨てプラスチック製品）、容器包装、食品廃棄物の減量化やリサイクルを促進するため、事業者の自主的な発生抑制や減量化等の取組みを支援するとともに、その取組みを周知することで、持続可能な資源利用への転換に向けた消費者の選択を促すことを目的とする。

具体的には、ワンウェイプラスチック製品の製造、加工、卸売若しくは小売を生業として行う事業者又はワンウェイプラスチック製品を利用する事業者が行う「チャレンジ省資源宣言」（注）を推進し、宣言事業者と連携することで、広く住民に対し、プラスチック製品及び過剰な容器包装の削減に向けた事業者の取組みを周知する。

また、食品廃棄物の中でも特に喫緊の課題である「食品ロス」については、効果的な啓発手法により、食品ロスの現状や課題を認識してもらうとともに、消費行動の転換を図ることを目的とする。

（注）「チャレンジ省資源宣言」

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会が、ワンウェイプラスチック製品、容器包装、食品廃棄物の発生抑制や減量化等について事業者が行う取組みを応援し、住民への普及啓発を行うことで持続可能な資源利用への転換を目指す事業。

3　委託業務の概要

（1）委託業務名	令和5年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務委託
（2）委託業務内容	別紙仕様書のとおり
（3）委託期間	契約締結日から令和6年1月31日まで
（4）委託金額	15，800，000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする
（5）支払方法	業務完了後一括払い

4　受注者の選定方法

公募型プロポーザル形式で行う。

5　応募資格

（1）事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。又はこれらを調達することができること。

（2）事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、資金等について十分な管理能力を有していること。

（3）本事業の実施にあたって、発注者等との連絡調整や打ち合わせに迅速かつ適切に対応できること。

（4）埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市のいずれかの入札参加資格を有していること。また、本プロポーザルの周知（通知）日から契約締結までの間、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市から入札参加停止・除外の措置を受けている期間がない者であること。

（5）ISO/IEC27001　情報セキュリティマネジメント認証またはプライバシーマークなど情報管理に関

する第三者認証資格を有していること

6　応募書類等の交付
(1)交付方法
「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」ウェブサイト(https://www.re-square.jp/)からダウンロードすること
(2)交付期間
令和5年5月 29 日(月)から6月2日(金)午後5時まで

7　本件に関する説明会
本件に関する説明会は開催しない。本件の内容に関する質問がある場合については、「10　質問及び回答」を参照すること。

8　本件への参加意思の表明
本件に参加する事業者は、以下のとおり参加意向申出書を提出すること
(1)提出書類
参加意向申出書
(2)提出期間
令和5年5月 29 日(月)から6月5日(月)午後5時までに必着
(3)提出方法
持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、発送時に電話連絡を行うこと。
(4)提出先
「16　事業担当(問合せ先及び提出先)」を参照すること

9　提案資格の通知
「5　応募資格」の(1)から(5)の応募資格を満たすか確認し、参加意向申出書を提出した者に結果を通知する
(1)通知日
令和5年6月9日(金)までに通知する
(2)通知方法
電子メールにより通知書を送付する

10　質問及び回答
本件の内容に関して質問がある場合は、以下の方法で質問を行うことができる。なお、質問に際しては、以下の事項を遵守すること。
(1)受付期間
令和5年6月12 日(月)から6月16日(金)午後5時までに必着
(2)質問方法
質問書に記載し、電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、必ず受信確認の電話連絡を行うこと。
※電子メール以外の方法による質問には回答しない
※受付期間外の質問には回答しない
(3)提出先
「16　事業担当(問合せ先及び提出先)」を参照すること
(4)回答方法
質問の内容及び回答は、令和5年6月21日(水)までに「九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会」のウェブサイト(https://www.re-square.jp/)に掲載する。なお、質問者の名称は非公開とする。

11　企画提案内容

別紙「令和5年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会持続可能な資源利用促進事業に係る啓発キャンペーン等実施業務委託仕様書」の内容を十分に踏まえ、以下の業務について企画提案をすること。

(1)リーフレット、ポスター、公共スペースにおける広告等の各啓発ツールのデザイン

(2)キャンペーンサイトのデザイン

(3)キャンペーン等に関する広報手法

ア　キャンペーンサイト、チャレンジ省資源宣言ウェブサイト周知拡大手法

イ　その他効果的な広報

(4)プレゼントキャンペーンにおけるプレゼントの選定案

※プレゼントの内容は、発注者と協議し可能な限り本事業の目的に沿ったものにすること

(5)プレゼントキャンペーンにおけるアンケートの手法

ア　アンケート項目案

イ　統計分析の手法

ウ　報告書様式

(6)エコプロ 2023 のトータルデザイン(ワークショップ等の企画内容を含む)、来場者配布用ノベルティの選定案及びスタッフの体制

※ノベルティは、本事業の目的に沿ったものにすること。

12　企画提案書等の提出

(1)提出書類

ア　企画概要書　※提案内容を簡潔に1枚にまとめたもの

イ　企画提案書

(ア)「11　企画提案内容」の(1)から(5)について、企画の趣旨及び具体的な事業内容を説明したもの

(イ)業務実施体制(組織体制、実施責任者、担当者)

ウ　経費見積書

経費区分(人件費、事業費、一般管理費、消費税及び地方消費税の総額)ごとに、所要経費を積算すること(各経費の算出根拠も併せて明記)

エ　添付書類

(ア)提案者の概要説明書(パンフレット可)

窓口担当者の氏名、電話番号、ファックス番号、メールアドレス等を含む

(イ)事業実績説明書

類似事業実績、自治体委託業務実績等について、年度、件名、内容などを簡潔にまとめたもの

(2)提出部数

10部

(3)規格

ア　原則としてA4サイズ横版の書面で提出すること

イ　10部のうち、1部のみ表紙に法人名を記載し、残りの9部については発注者が別途指定する「管理用アルファベット」とすること。また、添付資料に法人名が記載される場合についても同様とする。

(4)提出期間

令和5年6月14 日(水)から6月 30 日(金)午後4時まで必着

(5)提出方法

持参、郵便、または宅配便で送付
※電子メール、ファックスによる提出は不可

(6)提出先
「16　事業担当(問合せ先及び提出先)」を参照すること

13　委託先の選定及び委託契約の締結

(1)審査基準

項目			評価のポイント	配点
履行体制及び業務実績等	履行体制		業務の専門性と見合った人員体制が組まれているか。	5
	業務実績		業務内容に精通している知識、経験があると考えられるか。	5
	経費見積の適切性		業務に見合った内容で、適切に経費が見積もられているか。	5
業務内容の妥当性	業務全体	コンセプト	事業の趣旨を的確に理解しているか。 (ノベルティグッズ・プレゼント対象品の選定含む)	10
	啓発関係 リーフレット ポスター(通年) 公共スペース広告等	明確性	事業の趣旨が伝わるわかりやすいデザインであるか。	10
		独創性	オリジナリティがあり、閲覧者の目を引くデザインであるか。	5
		効果	事業の認知度向上や消費者の行動促進に効果的な手法か。	10
		広報	事業を広く周知・広報できる手法か。	10
	イベントでのPR活動	集客性	来場者の興味を引く内容であるか。	10
		明確性	事業の趣旨が伝わるわかりやすい内容であるか。	10
		独創性	オリジナリティある工夫がなされているか。	5
	統計資料の作成	汎用性	シンプルでわかりやすく汎用的に活用できるものか。	5
その他	総合判断		トータルデザインへの印象度	10
総合得点				100

参加者が1者の場合でも審査を実施し、総合評価点が6割(60 点)以上に達しない場合、事業者を選定せず、再度選定を行う場合がある。

(2)審査方法
公募締め切り後、提案者からの提出書類により、審査を実施する。
委託先は、「(1)審査基準」を基に企画提案書の内容、履行体制及び業務実績等を総合的に判断して選定する。合計点数が最も高い者が2者以上あった場合は、1者になるまで以下の順に選定を行う。
ア　評価項目のうち「総合判断」の合計点が最も高い者を第1位として選定する
イ　「総合判断」の合計点が同点だった場合、くじ引きで決定する
なお、全ての審査を終了し、採用企画案が決定するまでは、審査委員に提案者名を公表しない。また、審査経過等に関する問合せには応じない。

(3)審査結果の連絡
審査結果は、すべての提案者に対して通知する

(4)契約の締結
審査結果の通知後、受注者と本事業に係る委託契約締結の手続きを行う
なお、諸般の事情により、企画書の内容について、締結前に一部変更を求めることがある

14　辞退届
参加意思表明書の提出後、本件への参加を辞退する場合は、速やかに下記書類を提出すること

(1)提出書類
辞退届

(2)提出方法
持参又は郵送

(3)提出先
「16　事業担当(問合せ先及び提出先)」を参照すること

15　その他

(1) 著作権等

ア 本事業にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受注者の費用をもって処理すること

イ Webサイト、啓発ツールのデザイン、標語等は令和5年度以降も九都県市が利用できる権利を有するものとする

(2) 費用の負担

企画提案書作成に生じた経費等、応募に関する費用はすべて提案者の負担とする

(3) 応募書類の取り扱い

提出された書類は、本事業に係る目的以外には使用しない。なお、提案者へ返却しない。

16 事業担当(問合せ先及び提出先)

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局
(神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課)
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
TEL:045-210-4147
FAX:045-210-8847